

各医療機関管理者 殿

茨城県保健福祉部長
(公 印 省 略)

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について

平素より、本県の医療行政の推進に、格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なる御協力・御尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、全国で新規感染者数の増加が続き、過去最多の水準となっています。また、大都市圏の感染拡大が波及することにより、新たな地域での感染拡大の動きも続き、全国的に感染が拡大しており、入院者数や重症者数の増加により、医療提供体制への負荷が更に高まっており、本県においても、年末年始にかけて、最大限の強い危機感をもって対処していく必要があります。

今般、12月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」が発出されたことを踏まえ、特に「2. 確保病床の最大限の活用について」及び「3. 院内感染時の対応策について」等にご留意いただくとともに、職員は、各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、必ず医療機関を受診するなど、改めて感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

○ 「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」(概略)

(1) 感染が拡大し、医療への負荷が高まっているときの入院の考え方

- ・「診療の手引き」を改訂し、医師が入院の必要性を判断する必要がある場合に参考となるよう、重症化のリスク因子等を提示。

(2) 治療後、回復した患者を受け入れる後方医療機関の支援等

- ・新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の3倍(750点)を算定。

(3) 緊急時の柔軟な職員配置

- ・コロナ患者等の受け入れ医療機関やコロナ患者等の受け入れ医療機関等に職員を派遣した医療機関では、診療報酬上の看護配置や月平均夜勤時間数等の要件を柔軟に運用可能と改めて周知。

(4) 新型コロナ院内感染の早期収束支援

- ・院内感染発生時に早期の収束を実現するため、当該医療機関で取るべき、ゾーニング等の感染管理の方法、外部からの人的支援・物資支援、国の財政支援(重点医療機関の病床確保料、消毒・清掃・リネン交換等の感染拡大防止等支援)の活用について提示。これらにより、無症状者や軽症患者等が当該医療機関で療養を継続することを可能とする。
- ・外来・入院受け入れの維持や停止後の早期再開のための確認事項(ゾーニングや感染対策の対応状況等)を提示。

(5) 看護補助者等の確保や民間業者への委託による病棟業務の後方支援

- ・院内の消毒・清掃等の委託料等は感染拡大防止等支援の補助対象経費であることを明確化し、民間業者への委託を促進。

※当該通知の詳細は別添及び以下 URL の 12/25 をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

※感染拡大時に入院治療が必要な患者の考え方について、12月22日付で「新型コロナウイルス感染症の診療における入院優先度参考スコア」を策定しているほか、県内の福祉施設や医療機関、共同生活の場等における新型コロナウイルスのクラスター発生時に、現地での感染防止対策等の支援を円滑に行うため、「茨城県新型コロナウイルス感染症クラスター対策ネットワーク」を設置しておりますので、併せてご承知おき願います。

<問い合わせ先>

茨城県保健福祉部厚生総務課管理・医療大学担当
医療指導監 西堀 義久
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL : 029-301-3129 FAX : 029-301-3139
E-mail : koso2@pref.ibaraki.lg.jp